

都市政策研究所ニュース

「都市政策研究所」の発足に寄せて

都市政策研究所長 経済学部教授 晴山 英夫

本号のハイライト

1 「都市政策研究所」 の発足に寄せて (P.1)

2 介護保険法の改正 (P.2~3)

北九州市立大学の産業社会研究所は、1959年の設立以来、社会科学系の研究機関として北九州地域の都市問題、産業経済、社会福祉の分野で地道な調査研究を積み重ね、地域社会の発展に貢献してきた。この産業社会研究所が、平成18年4月、(財)北九州都市協会の研究部門と統合し、新たに「都市政策研究所」として出発することになりました。新生研究所としては、この度の調査研究機能の統合・集約を契機により大きな価値を創造し、真に産・官・民に開かれた研究所として社会貢献に邁進しなければならないと考えています。

都市政策研究所の目指すべきビジョンは、総合的なシンクタンクとして生まれ変わり、大きく飛躍することにあります。組織的統合には能力の共有、能力の創造というメリットがあり、学術的成果や情動的資源には「同時共通利用」という特性がある。そのビジョンの実現はそのメリットや特性をどれだけ活かせるにかかっている。産業社会研究所のこれまでの研究領域は「産業経済」と「社会福祉」に限られていましたが、これに都市協会の理系をベースとする「都市計画」が加わり、文字通りの学際的・総合的な調査研究が可能になります。統合によって三つの研究領域が相互に補完しあうだけではなく、文理融合型の新たな研究ドメインの開拓を期待することができる。例えば、産業経済と都市計画のクロスゾーンでは空港、港湾、高速道路に関わるロジスティクスや観光などの政策提言、社会福祉と都市計画のクロスでは高齢者のための街づくりなどの新たな提案が考えられる。本研究所は大学と地域社会との連携拠点として、地域のシンクタンク機能の充実・強化を図ることが強く求められているといえよう。

とはいえ、新生の研究所がその使命と役割期待に応えるためには、多くの課題を解決しなければならない。

第1に、産業社会研究所と北九州都市協会との間には組織文化の違いがあり、統合による価値創造は実際には容易ではない。組織が違えば、メンバー

のものの見方、価値観、パラダイムが異なるからである。産業社会研究所はこれまで学術研究をベースに調査研究してきたのに対し、一方の都市協会は地域のシンクタンクとして受託研究を行ってきた。しかし、悲観することはない。研究所の使命やビジョンを明確に提示さえできれば、価値観の共有と浸透は可能である。さらに、統合による不均衡は避けられないが、組織のパラダイムが明確であれば、その不均衡が飛躍のエネルギの供給源になってくれるからである。

第2に、シンクタンク機能を強化するための研究体制の構築と機動的運営のための仕組みづくりが当面の課題である。従来研究所は4名の研究員であったが、この統合を契機に、地域連携コーディネータ教員を採用し、さらに都市協会から4名の専任研究員を迎えることになり、研究スタッフは飛躍的に充実にすることになった。そこで、研究領域を「産業経済」、「社会福祉」、「都市計画」の3つに分けて3部門体制とし、研究スタッフをそれぞれの部門に配置して共同研究の組織化を図ることが必要である。

それだけではない。機動的な運営を図り、シンクタンク機能を十分に果すためには外部資源の活用が鍵となるであろう。本学は5学部、大学院7研究科を擁する総合大学であり、大学の保有する人的資源を総動員して活用できる強みをもっている。しかし、大学の中で、必要に応じて適切な方向で多くの教員の貢献意欲を引き出すためには、インセンティブ・システムをつくり出す必要がある。さらにまた、大学だけが持っている知的総合力や高度な専門能力を駆使して、委託研究や寄付研究に積極的に取り組み、外部資金の確保に努めることも新生研究所にとって未知なる大きな課題である。

シンクタンクへの飛躍は決して平坦ではなく、茨の道である。しかし、その道を切り拓く以外に都市政策研究所の未来はない。シンクタンクへの飛躍に向けて、新しい戦略を提起し、新規プロジェクトを次々と立ち上げていきたいと考えています。

[編集・発行]

北九州市立大学
都市政策研究所

〒802-8577

北九州市小倉南区北方4-2-1

TEL 093-964-4302

FAX 093-964-4300

<http://www.kitakyu-u.ac.jp>

toshiken@kitakyu-u.ac.jp

介護保険法の改正

～ 保険料上昇と利用者に分かりにくい地域支援事業 ～

2000年4月から開始された介護保険制度が5年を経過し、65歳以上の高齢者人口は2,165万人から2,536万人(2005年8月)へと増加した。この間、要介護認定者数も開始時点の218万人から422万人(2005年8月)となり、その内訳を見ると、要支援・要介護1の軽度の人増加が顕著である。介護保険利用者数も149万人から323万人(2005年4月)へと増加した。

高齢化や介護保険制度のこのような推移の過程で、「法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討を加え、---、必要な見直し等の措置」を講じることという介護保険法の附則に基づき、2003年5月から社会保障審議会介護保険部会の議論を経て、翌年7月に「介護保険制度見直しに関する意見」が報告された。その後の関係者などからの意見も踏まえ、介護保険法等の一部を改正する法律案を2005年2月8日に閣議決定し、同日国会に提出された。翌3月22日から約3カ月間の衆議院審議の後、一部修正が加わり、同年6月22日に成立、29日に公布された。

1 見直しの視点

持続可能性

高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送るために必要な制度を構築し、将来も安定的に存在するとともに、年金・医療等の各制度間との機能分担を明確化し、社会保障構造改革による「社会保障の総合化」のための相互の調整を進めること。

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加及び、今後の都市部の急速な高齢化への対応

なお、見直しの基本視点として、「明るく活力ある超高齢社会の構築」「制度の持続可能性」「社会保障の総合化」を掲げている。

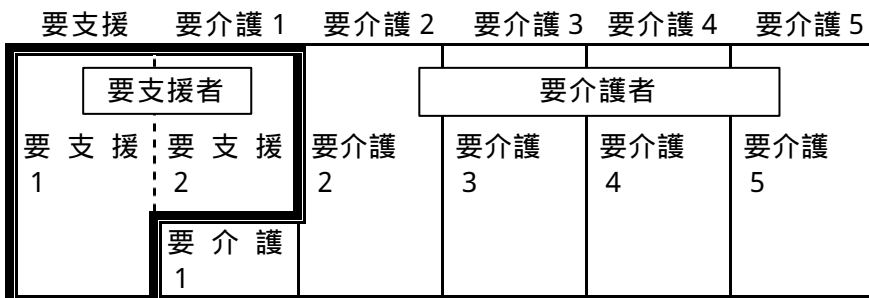
2 改正重点項目の主な内容

(1) 予防重視型システムへの転換

予防型システムは「新予防給付の創設」と「地域支援事業の創設」から成り立っている。

「新予防給付」の目的は、要支援・要介護1・2の増加とともに、状態改善率が低く、適切なサービスが提供できるよう「予防給付」の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制等を「新たな予防給付」へと見直し・再編し、健康な高齢者を増やすこと、及び介護状態の改善・維持とともに重度化を抑えることにある。そのために、要介護状態区分を図1に示す通り改正した。従来の要介護1の状態を要支援2と要介護1に見直し、要支援を要支援1と要支援2の人には「予防給付」を、要介護1～5の人には「介護給付」を行う。この状態区分の見直しは、介護度の更新時に介護認定審査により「改善・状態の維持の可能性」を観点に明確な基準により判定する。判定基準の一つである認定調査の項目を現行の79項目から新たに「高齢者の生活機能」項目を追加して資料とすること、及び主治医の意見書にも「高齢者の生活機能」評価を付加する。その結果を踏まえて市町村(保険者)が決定する。

図1 新予防給付による新たな要介護状態区分



要支援者には予防給付、要介護者には介護給付

要支援者への予防給付は支給限度額、報酬単価の見直しを行う

(2) 地域支援事業の創設

地域支援事業は要支援・要介護になる前の介護予防の推進策として地域における包括的・継続的な介護予防マネジメント機能の強化を図る目的で創設された。これには「介護予防事業」と「包括的支援事業」がある。前者の財源は第一号被保険者・第二号被保険者の保険料と公費、後者の財源は第一号被保険者保険料と公費である。「介護予防事業」は市町村が介護予防のスクリーニングを実施し、その結果、要支援・要介護になる可能性がある人を対象として、介護予防サービスを提供する。「包括的支援事業」は介護予防事業のマネジメント事業と「総合相談・支援事業」（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整）を実施する。そのために新たに「地域包括支援センター」を創設し、そこに保健師・経験のある看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー（仮称）等の専門職を配置する。ここが「介護予防事業」と「新予防給付」のマネジメントを行うことになる。

この事業は利用者に分かりにくく、しかも財源が介護保険の保険料であるから、第一号被保険者の保険料の上昇となる。第一号被保険者の保険料に関しても表2に示す段階が新たに設定され、6～7段階の基準が設けられたが、基準額で1,000円程度の上昇となった。

表2 新所得段階別保険料

| 段階 | 対象者 | 保険料率 | |
|-------|---|-----------------------|------------|
| 第一段階 | 生活保護受給者 / 市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 | 基準額 × 0.5 | |
| 新第二段階 | 市町村民税世帯非課税者等(年金収入 80 万円以下であり、年金以外に所得がない人：保険料軽減) | 基準額 × 0.5 | |
| 新第三段階 | 市町村民税本人非課税者等 | 基準額 × 0.75 | |
| 新第四段階 | 市町村民税本人非課税者等 | 基準額 | |
| 新第五段階 | 市町村民税本人課税者等 | 課税層についても 保険料設定を弾力化 | 基準額 × 1.25 |
| 新第六段階 | 市町村民税本人課税者等 | | 基準額 × 1.5 |
| 新第七段階 | 市町村民税本人課税者等 | | 基準額 × 1.75 |

この他にも新たなサービス体系の確立を目的として、「小規模多機能型居宅介護」「夜間対応型訪問介護」「痴呆性高齢者グループホーム」「痴呆性高齢者専用デイサービス」「小規模（定員30人未満）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「小規模（定員30人未満）介護専用型特定施設」などが地域密着型サービスとして位置づけられるなど、多様な変化がある。ますます、利用者には複雑で分かりにくくなるとともに、行政の担当範囲が拡大した。

お知らせ

「都市政策研究所」として新たにスタートしました！

本号の1面に記載しておりますように、この4月1日をもって「北九州産業社会研究所」は、より総合的な地方シンクタンクを目指し、「都市政策研究所」として、下記のような組織体制で新たにスタートを切ることになりました。

所長 晴山 英夫（副学長）

専任所員

| | 職名 | 氏名 | 研究テーマ |
|--------------|-----|-------|--------------------------------|
| 専任研究員 | 教授 | 木村 温人 | 地域金融論、地域経済政策、財政金融政策 |
| | 教授 | 石塚 優 | 高齢者福祉、老年心理学、社会調査 |
| | 助教授 | 尹 明憲 | 韓国経済、北九州地域経済の国際化、東アジア地域の国際経済交流 |
| | 助教授 | 松永 裕己 | 地域政策、環境経済学 |
| | 助教授 | 神山 和久 | 消費経済学、マーケティング（消費者行動） |
| | 助教授 | 伊藤 解子 | 都市計画、社会基盤整備、都市環境整備 |
| | 講師 | 内田 晃 | 都市計画、都市設計、住宅計画 |
| | 講師 | 片岡 寛之 | 都市解析、都市景観 |
| 地域連携コーディネーター | 助教授 | 吉村 英俊 | 地域イノベーション政策、中小企業経営、生産システム工学 |

事務所の場所や電話番号、FAX番号等につきましては、これまでと同じです。今後とも、ご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

産研事業日誌

(2006.1~3)

- 1.5 専任所員会
- 11 専任所員会
- 19 地域金融支援システム研究会
- 2.4 地域づくり研究会
- 6 ホームレス研究会
- 9 浜松市聞き取り調査
- 28 専任所員会
- 3.14 専任所員会

3月31日までは北九州産業社会研究所として活動しました。



都市政策研究所 資料室 新着図書

2005 年秋 世界経済の潮流

「都心衰退」その実態と再生の芽 2006 年版 九州経済白書

国際連合 世界統計連合 2002~2004(Vol.49)

Newsletter No.36

4.1.2006

INSTITUTE FOR URBAN AND
REGIONAL POLICY STUDIES,
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU
KITAKYUSHU CITY, JAPAN

